

第2次甲賀市総合計画（第3期基本計画）パブリック・コメント実施結果について

1. 実施期間 令和6年12月1日（日）～令和7年1月6日（月）
2. 意見提出者 2名
3. 意見内容 6項目

番号	ページ (意見照会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する考え方
1	21ページ	全体	福祉政策を進めて欲しい。障がい者のグループホームを増やして欲しい。グループホームの空きがない状態なので。	—	無	障がいのある人のグループホームの整備に関しては、甲賀地域障害者自立支援協議会等を通じて、実情などの把握や協議を進め、適切なサービス量の適切な確保に努めます。
2	3ページから 8ページ	全体	人口減少対策とくに力を入れて欲しい。10万人都市を目指して欲しい。誰もが輝ける街づくりをお願いします。基本計画の施策に期待をしています。	—	無	人口減少における重点目標として「「オール甲賀」で目指す“若者・子育て世代に選ばれるまち”」を重点目標として、5つの「“守る”ために“攻める”プロジェクト」に取り組むこととしています。
3	1ページ	1. 基本計画の 位置づけと機能	この素案は、憲法第99条（憲法尊重の義務）をお忘れではないかと思わざるを得ません。憲法99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」とあります。 公務員には、国家公務員、地方公務員、特別公務員等がおられるが、甲賀市役所の職員、市長、市議会議員も公務員であります。 “憲法を尊重し擁護する”には、どんな内容が含まれるか。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重が脳裏に浮かぶ。日本国憲法と甲賀市民憲章との整合をどのようにとらえ、文章化なされるのか、ご検討をお願いします。	—	無	日本国憲法第九十二条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、本市において定める市民憲章及び例規につきましては、日本国憲法や地方自治法等の立法趣旨と整合を図り定めているものであります。

番号	ページ (意見照会時)	計画(案)の 該当箇所	いただいたご意見	ページ (修正後)	修正の 有無	ご意見に対する考え方
4	1 ページ	1. 基本計画の 位置づけと機能	甲賀市まちづくり基本条例には、“目指すまちの姿”の「(1) 誰もが等しく個人として尊厳及び権利が守られるまち」とあります。一般的には「尊厳や権利は自分自身の努力により守ってゆくもの」との考えと承知しており、憲法11条、12条、13条を統合した内容としたら如何か。 例えば、(1) 誰もが享有する自由や権利は不断の努力によって、これを保持しなければならない。	—	無	甲賀市まちづくり基本条例については、現在、附属機関である「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会（以下、「委員会」という。）」において、各条文ごとに検証が行われているところです。いただいたご意見は、委員会委員の意見とあわせて委員会へお諮りさせていただきます。
5	12 ページ	9. 分野別の施策	要望として、各分野別計画において、現在平和事業の分野が存在しておりません。どのような豊かな社会にあっても、戦争となれば、一瞬にして国土は廃墟、国民は悲惨な状態に陥ってしまう。戦前生まれの自分には実感として理解しているつもり。将来のある若者に戦場に向かわせたくない。国権の発動による戦争はあってはならぬ。このような非戦の取り組み、平和事業を重要視していただきたい。	—	無	分野別施策については、個別の事業について記載しておらず、個別の事業を実施する方向性を示したものとなっています。現在、本市では小学生を対象とした平和記念事業に取り組んでいるところであり、ご意見を踏まえて今後も取り組みを進めてまいります。
6	1 ページ	1. 基本計画の 位置づけと機能	甲賀市まちづくり基本条例を見直す必要を感じています。 第3条（まちづくりの基本理念）本市のまちづくりは、甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します、とあります。憲法尊重擁護の立場から以下のように見直したら如何か。 第3条（まちづくりの基本理念）本市のまちづくりは、日本国憲法及び甲賀市市民憲章の理念に基づき推進します。	—	無	甲賀市まちづくり基本条例については、現在、附属機関である「甲賀市市民参画・協働推進検討委員会（以下、「委員会」という。）」において、各条文ごとに検証が行われているところです。いただいたご意見は、委員会委員の意見とあわせて委員会へお諮りさせていただきます。